

（２）日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）

日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）とは、住宅地における居住環境を保護するために、中高層の建物（高さが10mをこえるもの）に

よって周辺にできる日影の時間を一定限度以下に制限し、日照などの環境を確保するためのルールです。大阪市内では、「大阪市建築基準法施行条例」（平成15年10月1日施行）によって、次のように用途地域ごとに日影に関する制限が定められています。

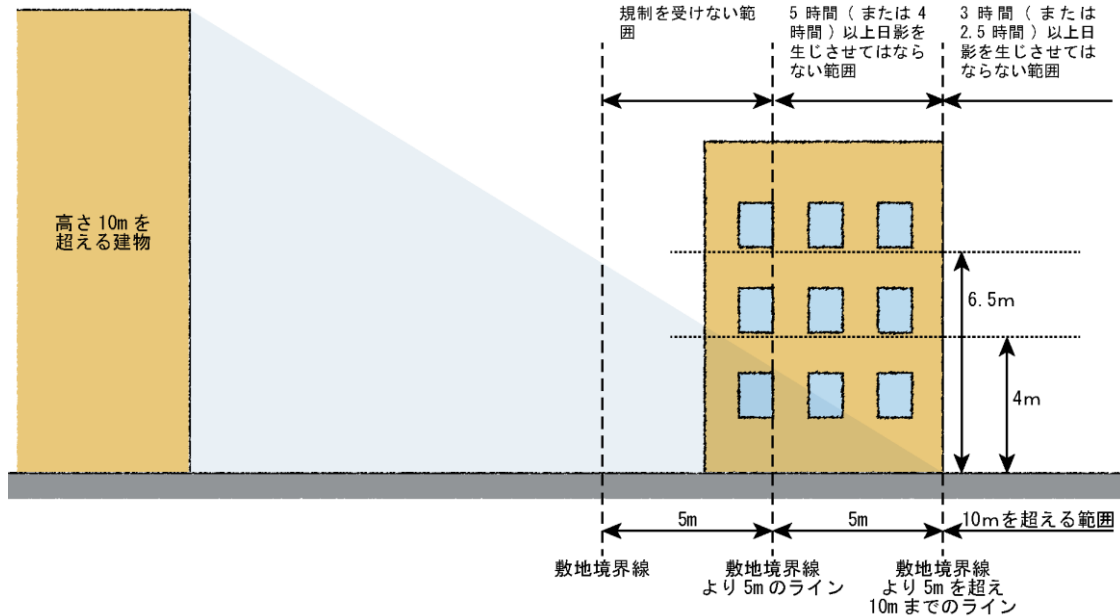
大阪市内における日影規制の概要

規制の対象区域となる用途地域・指定容積率		規制される建物	測定面の高さ	規制される日影時間	
用途地域名称	指定容積率			敷地境界線から5mをこえ10m以内の範囲	敷地境界線から10mをこえる範囲
第1種中高層住居専用地域	200%	高さが10mをこえる建物	4m	4時間以上	2.5時間以上
第2種中高層住居専用地域	300%			5時間以上	3時間以上
第1種住居地域	200%			5時間以上	3時間以上
第2種住居地域	200%				
準住居地域	200%				
準工業地域（臨海部を除く）	200%		6.5m		

※ ただし、上記の地域で、臨港地区及び再開発等促進区は、規制の対象から除外されます。

※ 冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影となる時間を、各測定面の高さで測定します。

※ 日影規制の対象区域外にある建物であっても、高さが10mをこえるものが冬至日に規制対象区域内の土地に日影を生じさせるものは規制の対象となります。



例えば、第1種住居地域で指定容積率が200%の場合、冬至日の午前8時から午後4時までの間に、高さ4mの水平面で、敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲には、5時間以上日影となる部分

を生じさせてはならないということです。

また、上記の日影規制以外にも、地域の日照への影響が大きい大規模建築物については、周辺環境に配慮するよう指導を行っています。